

三番瀬のラムサール条約への登録について

1 条約への登録について

- ・登録については、国の法律によって、将来の自然環境の保全が図られることが必要である。

(国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区特別保護地区、自然環境保全地域、「種の保存法」に基づく生息地等保護区への指定が前提。)

- ・三番瀬は、水鳥の重要な渡来地であることから国指定鳥獣保護区特別保護地区として保護しようとしている。

2 国指定鳥獣保護区について

- ・三番瀬（全域）は平成 14 年以降、国指定鳥獣保護区の候補地となっている。

鳥獣保護区の指定に係る基本的な考え方は、

< 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針 >

(平成 19 年 1 月 29 日付け環境省告示第 3 号)

第五及び 第二のとおり

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（抄）

鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第五 鳥獣保護の指定及び管理

1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理

(1) 鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行うこととする。

(中略)

なお、湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努めるものとする。

鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣保護区は、次の区分に従って指定するものとする。

(中略)

また、鳥獣保護区は河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

(3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含めるものとする。

現在、都道府県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの